

## 予算特別委員会（第2日）会議録

開催日時 令和8年3月13日（金） 午前10時00分～午後2時18分

会場 高浜市議場

### 1. 出席者

1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 5番 野々山 啓、 7番 福岡 里香、  
9番 長谷川広昌、 10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、  
13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克

オブザーバー

議長（3番）神谷 直子

### 2. 欠席者

6番 今原ゆかり

### 3. 傍聴者

一般2名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、

企画部長、総合政策GL、総合政策G主幹、秘書人事GL、DX推進GL、

総務部長、財務GL、

市民部長、市民窓口GL、経済環境GL、経済環境G主幹、税務GL、

福祉部長、地域福祉兼共生推進GL、地域福祉G主幹、健康推進GL、

健康推進G主幹、介護障がいGL、福祉まるごと相談GL、

こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、

都市政策部長、土木GL、都市計画GL、防災防犯GL、上下水道GL、

学校経営GL、学校経営G主幹、

会計管理者、  
監査委員事務局長

#### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

#### 6. 付託案件

議案第 22 号 令和 8 年度高浜市一般会計予算

議案第 23 号 令和 8 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 24 号 令和 8 年度高浜市土地取得費特別会計予算

議案第 25 号 令和 8 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第 26 号 令和 8 年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第 27 号 令和 8 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 28 号 令和 8 年度高浜市水道事業会計予算

議案第 29 号 令和 8 年度高浜市下水道事業会計予算

#### 7. 会議経過

##### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により、傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は 10 名であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

昨日もお伝えいたしましたが、委員会の円滑なる運営のため、質疑については、2 から 3 問程度にまとめて行っていただくとともに、数字のみの確認をする質疑、軽微な内容の確認、要望及び他の委員との質疑との重複、並びに一般質問において質問された内容との重複は避け、発言は議題の範疇を超えないよう、簡潔明瞭をお願いいたします。

また、当局におかれましても、簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

質疑に当たっては、予算書のページ数、款項目節等を示し、御発言いただきますよう、お願いいたします。

本日は、議案第 22 号の 5 款労働費より逐次、審査をいただきます。

#### 5 款 労働費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、5 款の質疑を打ち切ります。

#### 6 款 農林水産業費

委員長 質疑を許します。

問（2） 予算書の 189 ページをお願いいたします。

農地保全費の委託料、有害鳥獣駆除業務委託についてお伺いいたします。今年度、特に全国的に熊による被害が報道されていましたが、高取地区もアライグマの出没や被害も負けず劣らず増大をしております。職員の方も一緒にやって現地で奮闘していただいたところでありますが、本来、県が所管するところではありますが、今回、本委託料にて対策が可能な内容について詳しくお願いいたします。

答（経済環境 主幹） 189 ページの有害鳥獣業務の委託料の関係でございますが、議員のおっしゃるとおり、今年度はアライグマに関する御連絡を何件もいただいております。実績としましては、令和 8 年 2 月末現在でございますが、猟友会さんの御協力を得まして、わなを設置してアライグマを 3 匹捕獲しております。有害鳥獣の捕獲処分費も含め、有害鳥獣業務委託料で御対応をいただいております。

アライグマについては増えておりますが、前年度に比べ、カラスやハクビシンなどが減

少しておりますので、その実績を踏まえ、今年度予算で計上させていただいております。

問（11） 服部新田排水機場実施設計書作成業務委託料、主要・新規事業のナンバー11ですけれども、この目的にありますように、周辺地域の冠水・浸水被害を防ぐということでありまして、この目的でこれを必要性を考えているのか、考え方を少し教えていただければと思います。

要するに、過去の被害があつて、このポンプ場の整備を行うということなのか、そこら辺のところを教えていただければと思います。

答（土木） 服部新田排水機場のポンプでございますけれども、実はこちらのほうのポンプ、施設には2台ございまして、そのうちの1台が平成4年に設置したものでございまして、設置後34年が経過してございます。

こちらの施設につきましては、国のガイドラインでは耐用年数が20年という設定をされてございます。なお、一般社団法人河川ポンプ施設技術協会が発行する実施要領によりますと、取替えの耐用年数は31年という形で耐用年数と取替え年数それぞれございますけれども、いずれにいたしましても施設が老朽化いたしまして、今回、更新工事を予定させていただくものでございます。

なお、このポンプを起因とした浸水実績というのは、現在ございません。

問（11） 過去にどんな被害があつて、それを想定して、このポンプの必要性があるんだというところを教えていただければと思います。

答（都市政策部） こちらの地区は、過去、一番大きかったのは東海豪雨なんですけど、そのときでも周辺地区での大きな浸水被害はなかったです。

服部排水機場につながる場所には遊水池がございます。ここがいわゆる雨水の調整池、大きな、雨水の流量調整してるような形になっております。この機能と合わせて、海側へ強制排水するポンプが一体となって地域の治水安全度を確保している状況なものですから、どちらが欠けてもいわゆる危険度が高まる、そんな中で、経年劣化してきているポンプを、そのまま機能を維持するために更新をさせていただくというものでございます。

問（11） 私の知る限りでは、あそこの芳川のところが海拔0.5センチメートルだったかなと思いますので、非常に低いところで、多分堤防も3.11東北の後、堤防も改修されたと思っておりますし、今、部長が言われたように、遊水池を購入するというところで地域の

冠水や浸水を防ぐために購入したと思いますけども、今後そういうことのないように、過去には 10 年ぐらい前に 1 台替えているのかなと思いますけど、ポンプを。2 台体制で何かあったときにしっかり対策をしておくことが重要だということで、これに取り組むということによろしいですかね。

答（都市政策部） 今、委員言っていたとおり、この安全度を確保するためにこういった取り組みをさせていただくものでございます。

問（7） 2 点、お聞きします。

予算書の 185 ページの 6 款 1 項 1 目農業委員会費のサポートシステム修正業務委託料について今回新たに計上されていますが、この修正はどのような制度改正や業務変更に対応するものなのか、お聞かせください。

また、今回このタイミングでシステム修正を行う理由についても併せてお聞かせください。

もう一点が、189 ページの 6 款 1 項 4 目農地保全費の農福連携推進活動委員謝礼について、前年度と比較して 5 万 2,000 円減少していますが、その理由についてお聞かせください。

また、委員の人数及び会議開催回数はどのように見込んでいるのか、併せてお示ください。

答（経済環境 主幹） 予算書 185 ページの農業委員会サポートシステムの修正業務委託料でございますが、市の基幹系システムの標準化に対応するため、農業委員会サポートシステムを修正するものでございます。

具体的には、住民基本台帳や固定資産台帳データとのデータ連携のための整合作業でございます。タイミングにつきましては、基幹系システムの標準化後の修正となるため、このタイミングになりました。

それと、189 ページの農福連携推進活動委員謝礼につきましては、前年度と比較して減少している理由であります。農福連携推進委員会をこれまでの 2 回開催から年 1 回開催に見直すものでございます。

農福連携推進活動の進捗状況につきましては、2 か月に 1 回程度、打合せを行っておりまして、福祉事業所など関係者との情報共有を図っておりますので、推進委員会では、農

福連携推進活動事業に対する活動実績及び次年度の年間計画の報告を年1回の会議で行うものとするものでございます。

なお、推進委員の委員の人数は8名でございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、6款の質疑を打ち切ります。

#### 7款 商工費

委員長 質疑を許します。

問（2） 予算書の193ページをお願いいたします。

7款1項4目コミュニティ交通費の地域公共交通活性化タクシー助成金が昨年度に比べて増額となっています。こちら県のタクシー協会の幹部と懇談した中で聞いた話なんですけど、三河エリアで、高浜市、特にタクシー事情が非常に厳しいと聞きました。その中で今回増額した理由というのは、さらなる地域公共交通の確保のための事業者助成の方策の一環としてなのか、その辺の確認をしたいと思います。

答（経済環境） 地域公共交通活性化タクシー助成金につきましては、タクシーで使われた共通チケット使用分の補填をするというような助成の趣旨で、内容でございますけれども、議員おっしゃるとおり、趣旨としては、この地域公共交通の一つの選択肢であるタクシーにつきましても、市内で公共交通の一つとしての継続がしていただけるように、共通チケットも活用していただきながら、この事業の継続に我々としても応援していくというものでございます。

問（1） それでは、予算書の191ページです。

7款1項2目商工業振興費、このうちの企業誘致等に関する奨励金っていうのが、7年度と比べますと、ほぼ10分の1ぐらいに減ってるんですけども、そもそもこの企業誘致等に関する奨励金というのはどんなお金なのかっていうことと、減った理由についてお

聞かせください。

答（都市計画） 企業誘致の促進、設備などの充実、雇用機会の拡大を目的としまして、工場の新設や増設、設備投資などを行う事業者に対しまして、奨励金として交付するものでございます。

新設した工場の用地や家屋に対する固定資産税及び都市計画税に対しまして、3年間、奨励金として交付するものでございます。企業といたしましては、製造業に対しまして奨励金を行っておるという状況でございます。

減額した理由といたしまして、奨励対象となる事業の固定資産税及び都市計画税の対象事業費が減った関係で、減額となったものでございます。

問（13） では、まず191ページの7款1項2目の商工業振興事業の三州瓦ブランド推進協議会負担金。こちらの内容と目的について、詳しく教えていただきたいと思います。

それから、192ページのコミュニティ交通費の、先ほどから言ってるコミュニティバス運行事業のチョイソコの件なんですけど、今、タクシー助成金が共通チケットの不足分ということだったんですけど、結局、共通チケットの部分はどこにどういうふうに入るのかわかっていうのがよく分からないので、ましてやこれ負担金と補助金と分かれてるんですよね。それぞれどういった流れでこれお支払いをしているのか、内容を。また、支払先について、詳しく教えてください。

答（経済環境） まず、三州瓦ブランド推進協議会の負担金でございますが、こちら三州瓦の販売促進及び出荷増加を目指しましてPR活動を行っていくための負担金ということございまして、具体的には、東京ビックサイトでの展示会やSNS、テレビコマーシャル、イベント等での三州瓦のPRを組合と碧南市と一緒に実施をしておりますので、この費用というものでございます。

続きまして、共通チケットとチョイソコの負担金のすみ分けのところでございますが、チョイソコたかはまの運行事業の負担金、こちらがアイシンに支払う負担金ということでございまして、先ほど御答弁しました地域公共交通活性化タクシー助成金につきましては、タクシーで使われた分の共通チケットの補填になりますので、これはカネ久さんのほうへお支払いをするということでございます。

問（13） 今の説明でよく分からなかったんですけど、負担金のほうはアイシンさんにお

支払いをする。で、補助金のほうですか、カネ久さんにお支払いするのは。そこが分かりづらかったので。

「言った」と発声するものあり。

問（13） 言いましたか。ごめんなさい。となると、いわゆるタクシーの部分が全部補助金で、チョイソコの部分については全てアイシンさんにお支払いするっていうことでよろしかったですかねっていうのと、あと、まずこの2目の商工業振興費の6,500万円、これその他のところで6,500万円出てるんですけど、このその他ってどこから出てるのかなっていうのと、あと、192ページのコミュニティ交通費のその他170万3,000円、これも多分基金だと思うんですけど、これどこからこれを財源として出てるのか教えていただけますか。

答（経済環境） まず、商工業振興費の6,500万円につきましては、小規模企業等振興資金預託金の元金収入がその他に当たってますので、これ歳出のほうは、7款1項2目の193ページの貸付金のところに小規模預託金がありますけども、この預託金、行って来いになってますので、この部分が6,500万円というものでございます。

コミュニティ交通費のその他財源170万ですけども、こちら共通チケットの販売収入、こちらとチョイソコたかはま乗車券販売収入がその他として当たっております。チョイソコの支払いにつきましては、アイシンでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、7款の質疑を打ち切ります。

8款 土木費

委員長 質疑を許します。

問（２） それでは、予算書の 197 ページをお願いいたします。

8 款 2 項 1 目の生活道路新設改良費についてですが、こちら負担金ですが、例年、道路橋定期点検支援業務負担金が計上されておりまして、来年度これに合わせて道路橋定期点検業務付帯鉄道工事負担金というのが計上されているんですけど、こちらについての詳細というか、どのような業務なのか教えていただきたいのと、あと、同じく 197 ページの橋りょう改築事業の中根橋架け替え工事負担金についてなんですけど、こちらについて、県事業ではありますけど、大幅に増額となっている理由についてお願いいたします。

答（土木） まず、197 ページの道路橋点検業務付帯鉄道工事負担金でございますけども、こちらのほうにつきましては、来年度に実施いたします道路橋の点検の中で、跨線橋の点検のほうを予定しておりまして、その点検に鉄道の電線が支障となることから、管理者のほうに移設をしていただくための工事負担金でございます。

それと、2 点目でございますが、中根橋の架け替え工事負担金の増額した理由でございますけれども、こちらのほうでございますが、令和 7 年度におきましては、橋の架け替えに係る上部工の製作を行っておりまして、令和 8 年度、来年度におきましては、上部工であったり、取り付け道路の工事を予定しておりまして、このようにこの工事の内容が変更、増えたことが増加した主な要因でございます。

問（７） まず、予算書 205 ページ、8 款 5 項 1 目の公営住宅費について 3 点伺います。

市営住宅改修工事費 9,176 万 8,000 円が計上されていますが、対象となる市営住宅と改修内容についてお聞かせください。

また、市営住宅修繕工事費として 934 万 6,000 円が計上されています。さきの一般質問において、令和 8 年 2 月 22 日時点で空き住戸が 26 戸、そのうち 4 戸は募集を行ったとの答弁がありました。その後、状況に変更がなければ現在 22 戸が空き住戸となっていると考えますが、この修繕工事費はそれら空き住戸の修繕に充てられるものなのか、お聞かせください。また、この修繕により供給可能となる住戸数はどの程度見込んでいるのか、併せてお示しください。

次に、市営住宅共益費空家分担金として 35 万 7,000 円が計上されていますが、前年度は 31 万 5,000 円であり、増額となっています。この理由についてお聞かせください。また、この予算は空き住戸の共益費を市が負担することを想定して計上されているものなの

か、その積算方法についても併せてお聞かせください。

答（都市計画） 205 ページ、市営住宅改修工事費でございますが、東海住宅の屋上外壁改修工事のこの3号棟を来年度予定しております。また、芳川住宅の屋上外壁の改修工事を予定しており、金額が増額したものでございます。

それから、修繕工事につきましては、先ほど委員がおっしゃられたとおり、空き室の修繕を予定しております。来年度といたしましては、入退去の修繕として8室、それから長期空き室になっている修繕として2室の合計10室を改修を予定しております。

それから、空き家、空き室の分担金でございますが、自治体が管理する共益分に要する共益費について、空き室分を市が負担するというものでございます。こちらにつきましては、過去3年間の平均額で算出をしております。

問（7） 次に、市営住宅自治会通訳派遣業務委託料が計上されておりますが、本業務の具体的な内容についてお聞かせください。また、どの市営住宅を対象としているのか。どのような場面で通訳派遣を行うと想定しているのか。あと、何語なのかを併せてお聞かせください。

次に、予算書の207ページ、8款7項1目の建設総務費の木造住宅除却費補助金についてお聞きします。昨年度の予算には計上されていませんでしたが、今年度新たに計上された理由についてお聞かせください。また、本補助制度の対象となる住宅の条件、補助率及び補助上限額、想定している補助件数についても併せてお示しください。

あわせて、木造住宅の耐震対策としては、耐震改修の支援も考えられますが、本市として除却補助を設けた背景や目的についてどのように考えているのか、お聞かせください。

答（都市計画） 市営住宅自治会通訳派遣業務委託料でございますが、全ての住宅で自治会から通訳の依頼があった際に、派遣業務として考えております。言語といたしましては、多くはベトナム語ですとか英語、それからブラジル国籍の方のポルトガル等々を対応できるような形で考えております。

それから、木造住宅除却費補助金でございますが、これまで木造住宅の耐震改修工事の補助を行ってございましたが、なかなか件数が伸び悩む状況でございます。その中で、近隣市の動向といたしましても木造住宅の除却費補助を行ってございますので、本市におきましても、今後、除却について補助していきたいという形で計上させていただいております。

補助金といたしましては、20万円を上限とし、来年度につきましては10件を予定しております。

問(13) 194、195ページの委託料の中で、雪氷対策委託料、これ内容と、それから委託先について教えていただきたいのと、あとその下の稗田川関連環境整備業務委託料、関連ってというのは、ちょっとどこなのかっていうところがよく分からないので教えていただきたいのと、委託内容についても教えてください。

それから、次のページの舗装修繕調査設計業務委託料、これの内容について教えていただきたいんですけど、路面下空洞調査はもう終了したっていう理解でよかったですよかっていうところについて、併せてお聞かせください。

それから、その下の工事請負費の道水路維持補修工事費、道路橋りょう修繕工事費、このあたりがやっぱり推進プランスケジュールがないので、どこやるのかなというのが分からないので、これは何らかで示していただけるのかどうか教えてください。

答(土木) まず、雪氷対策の関係の委託料でございますけども、こちらのほうにつきましては、冬時期の路面の凍結だとか積雪のときに、凍結防止剤、そういうものを道路のほうに散布をする関係の委託でございます。こちらのほうには市内の業者7社の業者の方が参加のほうをさせていただいております。

続きまして、稗田川の関連環境整備業務委託の関連でございますが、こちらのほうにつきましては、基本的には稗田川沿いの市道と、それとあと関連として市道から1メートル、のり肩の部分の草刈りに関する委託のほうをさせていただいております。そのために、市道以外にも一部路肩の部分がございまして、関連という形の表記のほうをさせていただいております。

続きまして、舗装修繕調査設計業務委託料でございますけれども、こちらのほうにつきましては、舗装修繕に必要な調査だとか測量のほうを実施いたしまして、設計図等を作成する委託業務でございます。

あと、路面下空洞調査は本年度に計上していないという御質問がございました。こちらのほうにつきましては、これまでこの委託において緊急輸送道路であったり、一部の市道を対象に空洞調査のほうを行ってまいりました。市道につきましては多くの市道がございまして、今後どのように進めていくかを今後考えていきたいということで、来年度の予

算措置は行わないことといたしました。

工事の関係でございますけれども、例えば、道路維持補修工事等につきましては、こちらのほうにつきましては、基本的には市民の方からの情報提供であったり、職員の見回りによって、破損箇所等を発見した場合の工事等でございますので、こちらのほうにつきましては、推進プランのほうには載せる予定はございません。

問（13） 確認なんですけど、先ほどの稗田川関連環境整備業務委託料、どこをやるかっていうところで、今のお話でいくと、いわゆる市の管轄、市が管理する範囲をしていただくということで、稗田川ってつくつとやっぱり、県、河川は県のいわゆる管轄なもんだからあれって思ったんですけど、結局、県の範囲ではなくて市の範囲だけをやっているということでその確認と、あと、結局、舗装修繕調査設計業務委託料、これどこを対象にしているのかというのがよく分からなかったの併せてお答えいただきたいのと、あと、2の市道新設改良事業、委託料で市道港線物件調査業務委託料 572 万円。これ、また物件調査の業務委託料が載ってるんですけど、今後、まだ物件調査が必要な建物があるという理解になってくると、結局、それに対する委託、物件調査による移転とかしていただく費用というのが、どこに出てるか分かんないんですけど、それはもう来年度以降ってことになるんですかね。これ今、物件調査の対象になるのは、今まだあと何件ぐらい残っていて、ここ委託料の内容について詳しく教えてください。

答（土木） まず、稗田川関連環境整備業務委託料でございますが、稗田川に沿って市道が認定してございますので、そちらの関係の草刈り等を行っていただいているという形でございます。

あと、舗装修繕業務でございますけれども、こちらのほうにつきましては、来年度、市道本町通り線のほうの調査を行う予定をしております。

あと、市道港線の物件調査業務委託の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては、今後、お話、交渉させていただく方の物件調査でございますので、内容といたしましては、現地調査であったり、補償の積算をする上で、建物であったり、工作物、また動産だとか様々な項目がございます。それらの各種補償の区分に応じた調査のほうを実施する予定でございます。

あと、港線のほうでございますが、あと何件という御質問がございますけれども、件数

まで数字を持ってごさいませんが、まだ補償が必要な箇所というのがごさいます。

問（13） まだまだお金がかかりそうですね、港線。

202 ページに移ります。4目の公園緑化費についてお伺いしていきます。公園等維持管理業務委託料、これ減額になってるんですけど、これどういった契約の変更なのか、教えてください。今、人件費上がっているっていう中で減額しているのはなぜかなと思いますので、お願いします。

それから、工事請負費の公園等整備工事費、これについてもプランスケジュールが出てないのでどこをやっていたか分かりませんので教えていただきたいのと、公園等維持補修工事費、こちらについても内容が分からないので教えてください。

答（土木） まず、公園等維持管理業務委託料、こちらのほうの減額に至った理由でございすけれども、来年度の予算を策定するに当たりまして、この公園の維持管理の方法とこのを見直しを行いました。その上で、除草だとか草刈りの作業回数を見直したことに伴う減額でございす。

あと、工事の関係でございすが、まず、公園等整備工事につきましては、大山公園の複合遊具、それと大坪公園の下水道の接続工事のほうを予定してございす。

あと、公園等維持補修工事につきましては、遊具の老朽化だとか、そういうような市民の方々からの情報提供、職員の見回り等によって、故障等が発生した場合のところにおける応急的な工事でございす。

問（13） そうなると、補修工事費に対しては、これ計画が今ないっていう理解でよろしかったでしょうか。

答（土木） 既に御要望をいただいております。そこら辺のことも、あと、今後やはり老朽化等に伴って、いろんな情報提供をいただくこともございすので、そういうものを柔軟的に対応していきたいというふうに考えております。

問（13） 既に情報提供をいただいてて直すところもあるっていう今話なんですけど、結局何を令和8年度に直してもらえるのかなっていうところが私もはっきりしないと、市民から、ここどうなってるのどうなってるのって言われても分かんないんですよ、やっぱりプランスケジュールが出てきてないもんですから。そういうところを何らかで示していただけないんでしょうか。どうなんですか。やはり、これ予算つけたとしても、本当に市民

の方がここやってもらえるのかどうかっていうのは、8年度分かんないんですよ。そういうものは今後も示さない予定ですか。どうなのでしょう。

答（土木） この工事につきましては、やはり壊れてしまっておる部分を補修をするというものが主な工事になってございます。ですので、こちらのほうの工事につきましては、やはりその時々で発生するものでございますもんですから、ですので、それらに対応して、公園を安全に使っていただくための工事費でございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、8款の質疑を打ち切ります。

#### 9款 消防費

委員長 質疑を許します。

問（5） 当初予算書の208、209ページをお願いいたします。

9款1項1目の消防費、その中で機械器具費について内容をお聞かせください。

答（防災防犯） 機械器具費につきましては、こちらにつきましては、第1分団の詰所のエアコンが故障したということで、新たにルームエアコンの20帖用のものを購入し、設置するものでございます。

問（1） それでは、予算書211ページ、広域消防事業の衣浦東部広域連合分担金、これ結構1億円ぐらい上がってるんですけども、上がった理由についてお聞かせください。

答（防災防犯） 御質問のありました衣浦東部広域連合分担金の大幅な増につきましては、こちらにつきましては、令和8年度衣浦東部広域消防のほうにおきまして、高機能消防通信センターの総合整備事業ということで約19億円、それから消防救急デジタル無線の更新ということで約6億4,000万円の大幅な施設改修費があります。これにつきまして、共通経費という形で、高浜市相当分が分担金として支払うことで、前年度と比べて大幅な増

となったものでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、9款の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 10款 教育費

委員長 質疑を許します。

問（1） それでは、主要・新規事業等のナンバー12、小学校給食運営事業、中学校給食運営事業、幼稚園維持管理事業の給食費負担軽減、これについてお聞かせください。

今回、国の給食費負担軽減交付金、それと物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これを使って小学校の給食費は無償化、そして中学校、幼稚園の保護者負担を軽減するといった事業であるんですけれども、金額について、小学校は無償化ということでゼロ円で、中学校が250円、1食当たり、と幼稚園が300円、この金額っていうのは、小学校は置いて、中学校と幼稚園の保護者というのは、これ値上げをせずに済むといった金額になっているという認識でまずはよかったですか。

答（学校経営） 中学校の給食費につきましては、令和7年度につきましても物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使いまして、255円の保護者負担となっております、令和8年度につきましても、給食費自体は20円増額させていただいておるんですが、保

護者負担としては昨年度と同等額といたしまして 250 円と設定しております。

答（こども育成） 公立の幼稚園で、特に吉浜幼稚園につきましては、今回デリバリー給食から学校給食のほうへの提供の変更に伴い、令和 7 年度において 300 円の設定がされているものが 320 円になるというところで、値上がりをする部分についての補助、負担軽減という形で設定させていただいております。

問（1） 小学校のほうは給食費の無償化、これ最初、国が無償化すると言い始めて、途中から無償化じゃないよ、補助ですよという形になって、結局、給食費負担軽減交付金だけでは無償化できない。だから、重点交付金を使って無償化っていうことになったと思うんですよ。

来年度から無償化だよっていうことになりますと、保護者というか、市民としては小学校は無償化なんだということが根づいてしまうというか、一旦無償化にしたら、なかなか次からやっぱりくださいっていうのも難しくなってくるかなというふうには思っているんですが。8 年度はこれやります、じゃあその次の年はこういったことが続けれるのか。国も始めたはいいけど、はしごを外すというようなことが結構ありがちなとは危惧しているんですけども、次からもう交付金が出る出ないにかかわらず無償化していくのかどうかっていうことをどう考えているのかだけお聞かせください。

答（学校経営） 国は、令和 8 年度からまず小学校の給食費の負担軽減をいたしまして、その後に中学校についても実施していくということを言っておりますので、国の動向、近隣市の状況を踏まえまして、この差額の部分、公費負担するか、保護者負担するか、今後検討していきたいと考えております。

問（14） 4 点ほどお願いいたします。

219 ページ、図書館蔵書管理システム使用料 33 万円、これの契約先。それから、221 ページ、図書購入費 153 万円、これの各学校ごとの購入額と購入先。それから、223 ページ、図書館蔵書管理システム使用料 13 万 2,000 円、これの契約先。225 ページ、図書購入費 138 万円、各中学校ごとの購入金額と購入先をお答えください。

答（学校経営 主幹） 221 ページの図書購入費、小学校の学校別ですが、高浜小学校 30 万円、吉浜小学校 40 万円、高取小学校 30 万円、港小学校 30 万円、翼小学校 23 万円。購入先は、図書館流通センターとなっております。

225 ページの中学校ですが、高浜中学校 87 万 1,000 円、南中学校 50 万 9,000 円。購入先は、小学校と同じです。

管理システムの使用料の先は、図書館流通センターのシステム、TOOL i - s (ツールアイエス) を利用して管理を行っております。

問 (14) 何で私がこんなこと聞くかといいますと、学校図書館とそれから市立図書館、そこは当然今までは、私が図書館やとったときは、連携してやとったわけですね。それが今、別々に機能しちゃってるもので、せつかくある本が有効に活用できてないという部分があると思うんです。

その辺のところをこれからどのように考えていくかっていうのを、一度、お答えいただきたい。

答 (学校経営 主幹) 高浜市教育研究会の図書館部会というのがありますので、そういった御意見があるということをしつかり伝えて、どういうところができるのかということを検討していきたいと思います。

答 (文化スポーツ) 今、せつかくある本が有効活用されていないというような御指摘がございますけれども、市の図書館機能のほうで保有している図書につきましては、学校のほうで朝の読書タイムですとか、そういった団体貸出しということで活用していただけるように取り組んでおりますので、引き続き、そういった取組を続けてまいります。

問 (12) 3 点、伺います。

まず、資料要求の資料 10 の不登校出現率を見ますと、本市の小中学校とも全国値に比べ高い状況となっていることが分かります。本市においても、不登校児童生徒への対応は重要な課題の一つであると考えます。

そこで、中学校に設置されている校内教育支援センター、この現在の利用状況はどのようになっているのか伺います。また、小学校において保健室登校とのことでしたが、小学校へのこの校内教育支援センターの設置についてはどのように考えているのか伺います。あわせて、不登校児童生徒に対するこの支援について、今後どのように取組を充実させていく考えかを伺います。

2 つ目に 217 ページ、10 款 2 項 1 目の小学校維持管理事業について、学校体育館への空調設備の設置について、これ中学校については 8 年度の工事となりました。一方で、小学

校の体育館については当初予算では計上されておりません。近年は、猛暑日の増加に加えて、いわゆる酷暑日とも言われるさらなる気温上昇が懸念されている状況です。また、南海トラフ地震も想定される中で、避難所となるこの小学校体育館についても喫緊の課題となってきたのではないかと考えます。順次整備していくなど、今後の整備についてのお考えをお願いします。

最後に、主要・新規事業ナンバー12、小学校給食運営事業について、小学校の給食費無償化が実施されることになり、物価高騰の中、保護者への重要な支援となります。一方で、食物アレルギーなどの理由により、学校給食を利用せず弁当を持参している児童も中にはいるのではないかと思います。制度の公平性という観点から、こうした児童について、例えば、給食費相当額を支援するなどの対応を行う考えがあるのか。これまでにそうした支援等について検討されたことがあるのか伺います。

答（学校経営 主幹） 中学校における校内教育支援センターの利用状況であります。

令和6年度実績でいきますと、高浜中学校の通室状況12名、南中学校13名です。小学校の設置につきましては、やはりこういった状況でありますので、スクールヘルパーとして新規で行いまして、少しでも不登校の予兆のある子供たちが少しでも安心して学級で過ごせるようになるように、まず、学校の登校を進めていきたいと考えております。そこで学習支援、また、生活支援等を考えております。

高浜市全体についてであります。やはり、新たな不登校を出さない支援体制の整備、そして人的配置というところで、今後も個々の様々な要因が複雑であります。個別の対応にしっかり対応できるように、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、また福祉関係の機関、また児童センター等、刈谷児童センターとまた連携しながら、取り組んでまいります。

答（学校経営） 小学校の空調につきましてお答えさせていただきます。まず、来年度、中学校の体育館のほうに空調設備を設置させていただきまして、その後、小学校の体育館の空調についても整備のほうを進めていきたいと考えておりますが、現在の財政状況等を踏まえまして、どの時期に設置していいのかということについては今後検討していきたいと考えております。

もう一点、小学校の給食の関係で、アレルギー対応で弁当を持っている児童や生徒に対

して補助をするか、何らかに対応するかっていうことなんですが、今現在ではそういった方に対しての補助等のことは考えておりません。

問（12） 不登校についてなんですが、やっぱり全国的に比べて、さっきも言いましたけど、高い状況になってるんですが、いろいろ対策が講じられているということなんですけど、やはりこの高い状況についてどういうお考えかお願いします。

答（学校経営 主幹） 全国と比べて高いという状況であります。不登校は、本当に個々様々な要因が背景がありまして、本人、家庭、学校に関わる要因が複雑に絡み合っていたり、学校に対する保護者の方々、児童生徒自身の意識の変化など社会全体の変化も少なからず影響していることもあります。実際、不登校に関わる問題は難しくなっているのが現状であります。

ただ、やはりどこまでいっても個々の状況に合わせて丁寧に寄り添って登校支援を継続していきたいと考えております。

問（13） まず、10 款 1 項 2 目会計年度任用職員給料ということで、会計年度職員が非常に増えているものですから、こちらの理由についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、ページ変わりました、214、215 ページの委託料の魅力ある学校づくり事業委託料。これまた前年度と同じ校長会に委託するのかどうか、それから、委託の目的、内容についてもお答えください。

それから、その下の説明の 3 の児童生徒健全育成事業の報償金でスクールサポーター、それからスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、キャリアスクールプロジェクト、ここが全て謝礼という形になってるんですよね。なので、どういった契約でこの方々にお仕事従事していただいているのかっていうことと、あえて謝礼としている理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、これ人数の変更については、令和 7 年度と比べてどうなのかについても併せてお聞かせください。

答（秘書人事） まず、会計年度の給料が 14 名増えたことについてなんですが、こちらにつきましても、用務員業務委託があったんですが、こちらを会計年度任用職員に切り替えたために増えたものとなります。

答（学校経営 主幹） 魅力ある学校づくり事業の委託の目的です。

教職員の授業力向上を図ることを目的にした事業、また、学区の特色を生かした学校づくりを進める事業です。授業者が個人で研究するのではなく、研究組織をつくったり、子供の実態や目指す子供の姿を踏まえて立てられた研究テーマを基にし、研究活動を推進させることを狙っております。委託先は、高浜市小中学校長会に委託しております。

スクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカーの職務でよろしかったでしょうか。

「謝礼について」と発声するものあり。

答（学校経営 主幹） 学校経営グループと契約を結びまして、それぞれ配置する学校を決めて、そこで各相談活動だとか支援を必要とする児童生徒、また保護者との対応に従事していただくようにしております。

問（13） まず、会計年度任用職員が用務員の業務委託を、多分これ今まで総合サービスだったと思うんですね。総合サービスから、多分、直営で会計年度任用職員に替えていただいた。これすごい評価するんですけど、結局、これ変更になったことによってかかった費用、マイナスなのかプラスなのか。そこ金額分かれば教えていただきたいのと、あと、今の魅力ある学校づくりなんですけど、目的は今の話で分かったんですけど、実際問題、学校に先生が来て、何回こういうことをやるとか実態がちょっとよく分からないので、その実態、実際どのような活動をされているのかについて教えていただきたいのと、あとは、スクールサポーターとかカウンセラーとかソーシャルワーカーの件なんですけど、これ謝礼ということは、多分、会計年度任用職員みたいな形の、いわゆる給与という形で払っていないと思うんですね。なので、この謝礼となってるってことは、ボランティアの位置づけなのか、どういう位置づけなのかちょっとよく分からないので、その位置づけ。だから、そういう面でのどういう契約になってるのかっていうことと、あえてこれ謝礼としている理由についてもよく分からないので教えていただきたいのと、あと、近隣市でもこういう謝礼という形で契約をされてるんでしょうか。そのあたりについてお聞かせいただきたいのと、あと、これ、それぞれの人数につきましては、令和7年度と同じかどうかというところについては、同じっていうことでよろしかったんでしょうか。お願いします。

答（秘書人事） まず、総合サービスから会計年度に切り替えたことによる影響額ですが、想定としまして 55 万円ほど減額となります。

答（学校経営 主幹） スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの人数については、変更ありません。

スクールサポーターにつきましては、基本的には、学校が何人任用するのかということとは学校が任用しますので、来年の人数については不明であります。令和 7 年度の 3 月 11 日現在でいきますと、スクールサポーターは 33 名となっておりますが、令和 8 年度については、現時点、不明であります。

魅力ある学校づくりの実際ということでもあります。やはり、先ほど申し上げたとおり、各学校で設定する研究テーマに基づいて授業実践を教職員がするんですけども、その授業実践の準備、いわゆる指導案の検討から当日の授業参観、その後の研究協議会も含めまして、ある学校は大学の先生を招いて、しっかり指導をいただくようなところもあります。また、学校によっては、学区の文化である伝統文化を教材にした取組をしながら、まちづくり協議会の方々をお招きして、一緒に共同作業したり、お話をいただいたりしているというような、各学校のそれぞれの特色を踏まえた活動に充てております。

近隣市町が報償としているかどうかは、把握しておりません。

問（13） 謝礼っていうことは、これは何、ボランティアみたいな契約なんですか。どういう契約なのかこれ全然分からなくて、すごくこういう方たち重要な方なんですよね。学校生活に、私は逆に今の時代欠かせない重要な方々だと思ってるんですけど、そういう方々に対してこの謝礼っていうのが全然理解ができないので、そこは人事とかはどういうふうに把握、されていないんですかね、これは。ちょっとよくこれ分からないんですけど、あえてこの謝礼にしてるっていうところが分からなくて、やはりこういう方に対してはきちんと相応分の給与とか手当をお支払いすべきだと思ってるんですけど、そうなるくと、結局こういう方々がどれぐらい 1 人当たり働いてるか分からないんですけど、手当も何も、福利厚生も何もないのかなって思うんですけど。どういう契約なのかっていうのが、今分からないっていうことであれば、また後で、分かればお答えいただきたいのと、あと、その魅力ある学校づくりが各学校の特色が出ているのはすごくそれはそれでいいことだし、先生たちの自主性が重んじられるのかなっていうとこでいいかなと思うんですけど、

あえてその校長会に委託するのがそれがよく分からないってところがありまして、委託だと本当に委託で消費税もかかっちゃうってところもあるので、各学校の特色を充ててるんだったら、あえて逆にこの地域のことを知らない校長会の方が来てもよく分からないのかな、どうなのかなってとこなんですけど、そのあたりも分かれば教えていただきたいです。分からなければ、また後で、お昼過ぎてからでも御答弁いただいても大丈夫ですのでお願いします。

それから、10 款 2 項 1 目が変わります。216 ページの委託料なんですけど、ここにつきまして高小の維持管理業務委託料、これ P F I だと思いうんですけど、P F I の契約で減額になっている理由を教えてくださいのと、あと、この高小の維持管理業務委託料っていうのが、多分、上に消防設備委託料から 7 つの総合警備委託料までであると思いうんですけど、これが多分、後の 4 校のいわゆる維持管理の業務委託料に当たるのかなと思いうんですけど、もしそのほかにもあれば教えてくださいと思います。

それから、ページ変わりました、218 ページ、219 ページの 2 目の小学校給食運営事業の給食調理業務委託料。こちらにつきましては、再度、総合サービスに随意契約なのかなと思いうんですけど、この随意契約に至った経緯等についても教えてくださいと思います。

答（学校経営） まず初めに、小学校維持管理事業の高浜小学校等維持管理業務委託料の減の理由でございますが、こちらは物価スライドによる増額を見込んでおるんですが、維持管理の仕様を見直したということで、200、300 万ほど減額しております。

次に、219 ページの給食調理業務の委託料につきましては、今回、高浜市総合サービス株式会社で見積もりをいただいて計上しております。一者随契、2 号事由で見積もり合わせをする予定をしております。

委員長 どうして謝礼になっているのか。これ説明してもらえますか。

答（学校経営 主幹） また考えをまとめて、後ほど回答させていただきます。

問（13） 謝礼の部分と魅力ある学校づくりの再質問については、また後ほどお答えいただきたいと思います。

それから、委託料の先ほどの高小の件は、今お話いただいたんですけど、あとの 4 校につきましては、私がさっき申し上げたとおりの消防設備の保守点検委託料からこの総合警

備の委託料、この間のものがいわゆる当てはまってこれが4校分という理解でいいのかどうかについてはお答えがなかったので、その部分をお願いしたいと思います。

それから、給食調理の業務委託料については、最後のほうは私ごめんなさい耳が悪いので聞き取れなかったんですけど、これ見積もりとかは取られたのかどうかについてお聞かせいただきたいのと、あと、追加で質問したいんですけど、その下の授業目的公衆送信補償金、これ小学校も中学校も計上されているので、これについての内容の御説明、何を補償するのかなというのがよく分からないので教えていただきたいと思います。

それから、図書購入費、これ中学校、小学校とも、先ほどから黒川議員がおっしゃってるんですけど、これなぜ図書館流通センターから購入しているのかについてお聞かせください。

答（学校経営） まず初めに、高浜小学校等維持管理業務委託料につきましてお答えさせていただきます。

他の4校に上記の7つの委託料かっていることなんですが、高浜小学校等維持管理業務委託料には、このほかに修繕費や検査手数料等が含まれておりますので、こちらの委託料全てプラスアルファは修繕費等が含まれております。

続きまして、給食調理業務委託料ですが、総合サービスほかに他市で実績がある業者から見積もりをいただいております。

答（学校経営 主幹） 図書館流通センターとの契約の理由については、これもまた調べて回答させていただきます。

答（学校経営） 今の図書購入費の図書館流通センターとの一者随契の理由としましては、図書流通センターのシステムを利用して本の管理を行っているということと、そのウェブを使って使用料も発生しておるので、こちらのシステムを使っているということから、図書館流通センターと一者随契をしております。

問（13） 一つ、補償金のところについてはお答えがなかったので、また午後からでも結構ですのでお答えいただきたいのと、あと、今、高小のほうがいわゆる上の7の委託料プラスアルファ修繕費と検査手数料っていうふうにおっしゃったんですけど、結局、上の7つを合計すると約2,400万円で、そうすると、1校当たり600万円ぐらいなんです、維持管理費が。で、高小が2,500万円超えということになると、修繕費と検査手数料っていう

のがどれぐらいになるのかなと思うんですけど、そのあたり単純に引くと約 2,000 万近くがこの修繕費と検査手数料になっているのかどうか、そのあたりも午後からでも結構ですので、お答えいただきたいと思います。

答（学校経営） 高小の維持管理費は、今こちらに書いてある 2,524 万 9,000 円で、各学校の維持管理費については、個々には把握しておりませんが、高小以外の 4 校を合わせますと 2,402 万 9,000 円となっております。

授業目的公衆送信補償金につきましては、教育機関が補償金を支払うことで、5 校の許諾なしにインターネットを通じて授業や学習用の著作物を利用できるということから、こちらの補償金を支払っております。

問（13） だから、修繕費とかいわゆる検査手数料が高小のほうには維持管理に含まれてるっていうことだったんで、そうなってくると 4 校で、今 2,402 万円っていうことだったので、そうなってくると 2,402 万円、これ 4 校で、単純計算で、学校ごとに大きさが違うのでこれは確かに条件は違うんですけど、ただ単純に 4 で割っても 600 万円ぐらいかなって思うと、2,500 万円になってますので、高小のほうが。修繕費と検査手数料がそんな高いのかなっていうところで、そのあたりがよく分からないので教えていただきたいのと、あわせて、10 款 4 項 1 目幼児教育費についてお聞かせいただきたいんですけど、幼稚園預かり保育事業の預かり保育ボランティア、これも謝礼になってるので、こういった雇用の形態になっているのか教えていただきたいと思いますし、それから、預かり保育の今の実態、状況についてお聞かせください。これたった 2 万円しか載ってないもんですから、そのあたりについてお聞かせください。

それから、2 目の生涯学習機会提供費についてお聞かせください。まず、生涯学習施設管理運営事業の地域交流施設等運營業務委託料、こちらが多分 T S C さんかなと思うんですけど、これ入札されたのか、多分随契かなと思うんですけど、随契理由についてお聞かせください。

それから、その下の吉浜交流館の指定管理料、それから女性文化センター及び春日庵の指定管理料についてお伺いするんですけど、来年度における、これ指定管理料っていうのは、やはり委託ではなくてあえて指定管理にするっていうことで、多様化するニーズへの対応とか、民間ノウハウの活用によるサービス向上とかコスト削減っていう、このあたり

がきちんとされてないと、あえて指定管理にするっていう理由がないんですよ。

来年度は、この吉浜交流館、それから女性文化センター、春日庵、どういったことで指定管理のメリットがあるのかお聞かせいただきたいのと、あと、女性文化センターが令和7年度に外壁改修工事の設計してると思うんですけど、これ今回上がってない、この理由についても併せてお聞かせください。

答（学校経営） 高浜小学校の維持管理費でございますが、高浜小学校は複合化施設ということもありまして、ほかの小中学校で実施してない保守や、ほかの中学校ではない設備、保守等もありますので、単純に比較できるものではございませんが、先ほど申した数字で比較していただければ分かりますが、割高には見えると思います。

答（こども育成） 幼稚園預かり保育事業の預かり保育ボランティア謝礼でございます。こちらは、いわゆる絵本の読み聞かせ等の読み聞かせのボランティアについての謝礼として、吉浜幼稚園が1,000円で10回、南部幼稚園が1,000円で10回で計上させていただいているものでございます。

預かり保育自体は、実際保育士等が実施しながら、傾向としては、いわゆる就労の預かりが傾向としては増加している傾向となっております。

答（文化スポーツ） 10款5項2目生涯学習施設管理運営事業について、3点御質問をいただきました。

まず、地域交流施設等運營業務委託について、まだ来年度の契約というものは行っておりませんが、これまでは随意契約ということで、たかはまスポーツクラブのほうに委託をしております。地域交流施設は、御承知のとおり、集会施設、それからスポーツの施設、ホール機能、様々な機能の複合化というところがございますけれども、たかはまスポーツクラブはこれまで集会施設も含め、運営してきたノウハウがあるというところと、利用状況としてもスポーツ利用が半数を占めているという中で、これまでの運営ノウハウを持っていらっしゃるというところが理由でございます。

それから、2点目の吉浜交流館、それから女性文化センター、春日庵の指定管理のメリットというところがございますけれども、施設の管理運営というところをきちっと見ていただいているというところと、あと、コストについても管理人の人件費も最低賃金を維持しながら地域雇用もしていただいているといったところが指定管理としてのメリットかと

考えております。

それから、3点目、令和7年度に女性文化センターの外壁設計業務を行っているけれども、令和8年度に工事費が上がってない理由ということについては、総括質疑でお答えしたとおりでございます。

問(13) 預かり保育の、以前は預かり保育は別で人を雇用して運営してたと思うんですけど、今は全く雇用はされていなくて、いわゆる今の幼稚園教諭がそのままされてるっていうことになってるんでしょうか。これそうなった理由と、幼稚園の先生も非常に業務負担が大きいんですけど、そういう意味でそれがなぜそういう形になったのかについても併せてお聞かせいただきたいと思います。

それから、さっきの地域交流施設の運營業務委託料、運営のノウハウがあるとか言われたんですけど、運営のノウハウがあるのは別にTSCさんだけじゃなくていろんなところありますし、民間でもあるわけなんですよね。TSCさんもあくまでも民間、NPO法人です。随契理由、これ何号随契でされてるんですかね。これ、地方自治法167条の2の第1項の何号になるのか教えていただきたいのと、あと、吉浜交流館と女性文化センターに対しても、きちんと見ていただいているとか地域雇用というのは、これは全然会計年度とかでもできるわけだし、委託でもできるんですよね。それを、あえてなぜ指定管理にまたこれそのまま継続されてるのかっていうのが、これよく分からないものですから、そのあたり御説明がなかったのをお願いいたします。

答(こども育成) 今預かり保育を見ているのが保育士なのかっていう御質問でございますが、今は主、保育士で行っております。

「幼稚園教諭」と発声するものあり。

答(こども育成) 幼稚園教諭ですね。

そうなった理由でございますが、ちょっと今手元に資料はないんですが、就労の預かりってというのがいわゆる新2号認定に基づいた預かりに当たりますので、もしくはちょっと古い話になりますので定かではないですけども、そういう認定に基づく預かりの業務というふうに変わっている中で、以前はバンビの会っていうような形で、いわゆるボランテ

ィアの方が見ているっていうのが主でございましたが、時代の変遷に伴い、そのように変えてきたのではないかというふうに考えております。

答（文化スポーツ） 2点、御質問をいただきました。

まず、地域交流施設の運營業務委託についてでございますけれども、これまででございますと、施行令の167条の2第1項の第2号を適用しておりますけれども、先ほども少し申し上げましたけれども、スタッフは様々なスポーツをはじめ、知識、資格、経験とかを有しているというところと、それからコストについても最低賃金で管理業務を行っており、コスト的なメリットもあるというところ。それから、そもそも団体の性格として、スポーツ、文化、社会教育の振興への寄与といったことも目的としておりまして、そういった事業効果もあるというところで理由としています。

それから、吉浜交流館と女性文化センターの指定管理の件でございますけれども、指定管理者でございますので、施設の利用許可の権限というのは指定管理者が持っているわけですので、利用者の様々なお申し出等に対して迅速に対応することができるといったようなこと、それから柔軟に対応したりですとか、今年度の例でございますと、公共施設の利用予約システムが導入されましたけれども、そういった中で使い方のレクチャーを行うですとか、一人一人の利用者にきめ細かく寄り添うと、そういったような対応ができていますというふうに考えております。

問（13） 委託でも一人一人きめ細かくやっていただけると思うんですけど。なかなかメリットが明確にならないなと思うんですけど。

これ、いわゆるコストのメリットっていうのは、指定管理だと指定管理業者がそこで独自事業を行って、それに対するいわゆる収入が増えるもんだから、普通に委託でやるよりも安く、指定管理のほうがコスト的に全体のコストとしては下がるよっていうことだと思うんですけど、今の話だと、いわゆる最低賃金でやっていただけてますっていう話だけになっちゃうんですけど、そういった独自事業をこういうふうに行ってこういうふうにかかるコストがそれによって下がりますっていう、そういったものはないってことなんですか。そこだけ、最後、確認したいんですけど。

それから、232ページの青少年育成・活動支援費の補助金の高浜市スポーツ少年団活動事業費補助金。これ多分、いわゆるスポーツ少年野球団とかが施設を利用したときの半額

の補助になるのかなと思うんですけど、その確認と、あと、近隣自治体における同じような補助をしているのかどうかについて併せてお聞きしたいと思います。

それから、236 ページに移りまして、小池グラウンドの管理運営委託料、こちらについて内容と、あと、小池グラウンド、行政財産なのか、普通財産なのか教えていただきたいと思います。それから、小池グラウンドが管理委託先、多分、小池町なのかなと思うんですけど、小池町にしている理由についても併せてお聞かせください。

答（文化スポーツ） まず、指定管理の関係ですけれども、独自事業というふうにおっしゃられましたけれども、いわゆる協定で定め、独自事業という趣旨は、市のほうが事業者を募集するときにも仕様書にも記載していないものという意味だというふうに捉えておりますけれども、そういった独自事業を行うかどうかということは、必ずしも行わなければならないというものではございませんので、そのように理解をしております。

それから、2点目の232 ページ青少年の関係でスポーツ少年団の補助金でございますけれども、これは委員御質問の中で触れられたとおり、施設利用の実績に対して2分の1以内、予算の範囲で補助をするというところでございます。近隣市にもスポーツ少年団の補助金というものはございますけれども、各市その補助制度は様々でございますので、本市と同様の制度ということではございませんが、逆に使用料の減額や免除の制度でこういったスポーツ少年団の使用料がそういった対象になっているというような事例はございます。

それから、3点目の小池グラウンドの運営についてでございますけれども、委託については小池町町内会のほうに委託をしておりますけれども、これは小池町のほうが自分たちでこの管理運営をしていきたいので、このようなグラウンドの整備をしていただきたいと、そういうような経緯のところから、小池町に委託をしております。なお、この土地については借地でございます。

問（13） 来年度、吉浜交流館とか女性文化センター、春日庵については、いわゆる独自事業がないという理解でいいのかっていうところと、あと、吉浜交流館、これ指定管理料で出てるんですけど、以前、大山会館とかは、すごく大山会館利用率も高かったですし、夜間も利用されていて、それで約委託が700万ぐらいだったんですけど、あまりにもこれちょっと高いんですよ。市の積算をされてるのかされてないのか、そちらについてもお

聞かせいただきたいのと、あと、小池グラウンドについては、私、借地かどうかということを聞いてるんじゃないかと、行政財産なのか普通財産なのか、そこを聞いているわけですので、そこのお答えがありませんでしたので、お願いします。

それから、利用目的は、町内会が利用したいからっていうことでよろしかったでしょうか、併せてお聞かせください。

それから、その下の高浜シティマラソンの負担金、今回負担金という名前なんですけど、来年度のこの負担金の積算の根拠についてもどのような積算であったのか、併せてお聞かせください。

答（文化スポーツ） まず、1点目の吉浜交流館、女性文化センターについての独自事業はないのかというところでございますけれども、先ほど申し上げた定義のところではいきますと、いわゆる協定書の範囲外というところでは、自動販売機の設置運営といったようなところが独自事業に当たるかと思っておりますけれども、お聞きになりたい趣旨が講座というようなことであれば、令和8年度についても講座というものは実施してまいります。令和7年度に引き続きの内容の部分と、令和8年度新規に取り組むものといったようなところがございます。

それから、2点目の吉浜交流館の指定管理料が高額ではないか、大山会館の委託料に比べて高額ではないかという御質問でございますけれども、そもそも施設の規模ですとか、稼働状況も違いますので、単純に金額だけで比較できるものではないかと思っております。

それから、指定管理料につきましては、そもそも応募があったときに5年間の金額というものを提案していただいております。それを基に毎年度、毎年度、予算編成の際に、指定管理者から出された見積もりが適正かどうかというところは、前年度と比較してどうか、業務内容に対してどうかというところは比較しております。市としての積算ということではございませんけれども、そういった比較のほうは行っております。

それから、シティマラソンの負担金の積算についてでございますけれども、これは予算の締切の時点で、まだ今年度の事業が終わっておりませんので、令和6年度の事業決算ベースで予算のほうを積算をしております。

それから、小池グラウンドについてでございますけれども、この委託の目的としましては、この小池グラウンドというのを広く市民の皆様に使っていただくように、健康づくりですと

か、住民同士の交流の場として使っていくために管理をお願いするというので、利用については小池町町内会のみに限られるものではございません。

それから、小池グラントについて、行政財産か普通財産かという御質問でございましたけれども、市の財産ではございません。

問（13） 高浜市スポーツ少年団活動事業費補助金なんですけど、減免とか免除とかしている自治体があるっていうお話だったんですけど、実際にどこがそのような運用をされているのか詳しくお聞かせいただきたいのと、あと、高浜シティマラソンは前年度の実績ということで前年の負担金と同じ金額を上げてるっていう理解でいいのかなと思うんですけど、そうなった場合、この227万円、これはどういった部分をこれ負担金として出しているのかっていうのがよく分からないので教えてください。

答（文化スポーツ） まず、スポーツ少年団の御質問ですが、今ちょっと手元にどこの自治体かというところの資料はございません。

それから、シティマラソンの御質問でございますけれども、どのような費用を市の負担金として充てているかといったところでございますけれども、例えば、会場の設営費といったようなところに充てております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、10款の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局より発言を求められておりますので、許可いたします。

答（学校経営 主幹） 午前中に、倉田議員から御質問をいただいた2件について、お答

えいたします。

まずは、なぜ謝礼なのかにつきまして、必要に応じて対応する業務でありますので、謝礼という形にしております。ただ、謝礼という形で予算計上することが適切かどうかにつきましては、今後、近隣市の状況を調査し、検討してまいります。

次に、なぜ魅力ある学校づくり事業の委託先が校長会なのかにつきましては、魅力ある学校づくり事業は、市内小中学校がそれぞれ校長の指揮下において、魅力ある学校づくりを推進するものであり、契約の相手方が高浜市小中学校長会に特定されることから、一者随意契約とさせていただいております。

#### 11 款 災害復旧費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、11 款の質疑を打ち切ります。

#### 12 款 公債費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、12 款の質疑を打ち切ります。

#### 13 款 諸支出金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、13 款の質疑を打ち切ります。

14 款 予備費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、14 款の質疑を打ち切ります。

ここで、議案第 22 号についての質疑漏れがございましたら、許可いたします。

問 (13) 3 点、お願いしたいんですけど、まず、来年度、いわゆる公共施設の、特に本庁、時間短縮が行われるってことなんですけど、開庁時間の。その影響額はここには、どこに載ってるかもよく分かんないんですけど、ないという理解でいいのかということと、それからもう一点は、吉浜北部保育園長寿命化改良工事建築確認申請・積算資料等修正業務委託料、これについては委託を実施することが難しいという答弁があったんですけど、そうなってくると、来年度、これ執行しないっていうことになるのかなと思うんですよね。そうすると、執行しないものを載せてるっていうことは、私非常に問題があるんじゃないかと思っておりますので、そのあたりどうなのかということと、もう一点が、青色回転灯装備車両購入費の補助金の件なんですけど、これいわゆる個人の名前で買う、多分、車って個人の名前でしか買えないので個人の名前で買うことになると思うんですけど、そうなった場合、これいわゆる地方創生、物価高騰の交付金を使うんですけど、この交付金の要綱の中で、非課税世帯とかそういうところに対する給付は、税金についてはかからないということを示されてるんですけど、この購入費についての個人に税金これかかってくるんじゃないかと思うんですけど、そのあたりの確認と、税務署とかに確認したのかということと、これかかってくるとなると、個人の雑入になって、ほかの税金、今まで払わなかったのに払うことになっちゃったりとか、いろいろすごく影響が大きいんですけど、そのあたりについても、買う方、会長になるけど、それを確認されているのかということと、個人で買うということは、これ個人の資産になってしまうので、いわゆるこれ相続とかが発

生した場合、相続対象にもなると思うんですね。そうなってくると、これ非常に私、問題があるんじゃないかと思うんですけど、そのあたりどのように整理されているのか教えていただけますか。

答（秘書人事） まず、市役所開庁時間の短縮による影響額なんですけど、窓口業務委託など、時間が少なくなるものがございますので、影響額としては250万程度減額することとなります。

答（こども育成） 吉浜北部保育園長寿命化改良工事建築確認申請・積算資料等修正業務委託料につきまして、質疑漏れいただきました。

時期的にこの予算計上してるに当たり、行財政改革のプロジェクト等も含めた結果に応じて、実施ができるかどうかというところの回答になりますので、例えばそのプロジェクトの結果によって、吉浜北部保育園の改修を優先的に行うというような結果になれば、それを踏まえて時点修正のほうを行ってまいります。

答（総合政策） 青色回転灯装備車両の購入費補助金ですが、会長と言いましても団体の代表というような位置づけで購入というような形になってまいりますので、今言われた税金関係諸々御質問ありましたが、一度そちらについては改めて確認をする中で進めていきたいと思っております。

委員長 ほかに。

「委員長、13番。」と発声するものあり。

委員長 倉田委員、基本的に質疑漏れですので、そこら辺をしっかりと把握して質疑をお願いしたいと思います。

13番、倉田委員。

問（13） 今の答弁で私すごい不思議なんですけど、結局、来年やるかどうか分からないってことなんですよね、工事を、令和9年度やるかどうか。どこでやるかどうかは今分からないという状況で、これ分からないものを予算に計上するっていうのは、私これあり得ないと思っておりますし、青色回転灯についてもまだこれ全然そのところが詰めてないのかなと思うと、これ予算修正していただいたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、

このまま総務部長いかれませんか。ちょっとこれ非常に問題があると思いますし、特に青色回転灯につきましては、私これ本当にいろんなところに影響があるなど思ってるんですよね。どうですか、これは。このまま行かれるんですかね。今の答弁でいくと、私、えっという感じなんですけど。全然納得できないんですけど、どうですか。

答（総務部） 修正する考えはございません。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、議案第 22 号の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 7 分

再開 午後 1 時 12 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

《特別会計》

議案第 23 号 令和 8 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を許します。

問（12） 280 ページの 4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金についてですが、国民健康保険は被用者保険と異なり、被保険者数に応じて課される均等割などがあることから、保険税負担が重いと指摘されている制度でもあります。また、加入者には自営業者や年金生活者など所得水準の低い方も多いという制度的な特徴があります。加入者の負担軽減という観点

から、一般会計からの繰入れの活用について本市としてどのように考えているのか伺います。

答（市民窓口） 保険料軽減に対する一般会計からの繰入金というのは、現在、県からの交付金等の減額が充てられますので、そのため、今の段階では、一般会計からの繰入金は検討しておりません。

問（13） 交付金の、今、減額が課せられるということなのですが、例えば幾らぐらい入るとどれぐらい課せられるのかとか、そういうところについてお伺いしたいと思うんですけど、結局、これ法定外繰入をやっているとこもあるもんですから、それはやっぱりメリットがあるからやってると思うので、そのあたり御説明いただきたいなというところと、それから、同じく一般会計繰入金のところ、出産育児一時金等の繰入金、前年866万6,000円、これ令和8年度ないんですけど、これについての理由についてもお聞かせください。

答（市民窓口） 交付金の減額についてですけれども、幾ら入れたから幾ら減額するということは、特に把握はしておりません。

出産育児一時金は、一般会計のほうで入っておりますので、特別会計での繰入れはありません。

問（13） これ条例にも関わってきちゃうかもしれないんですけど、278、279の子ども・子育て支援納付金、これが今回新たに国保の加入者の方への負担が大きくなるんですけど、これ本当になぜ国保で徴収されるのかっていうのが私本当に分からなくて、これ国から多分説明とか来てると思うので、それについてお聞かせいただきたいのと、あと、歳出のほうで、289ページの3款1項1目の医療給付金、これが増額してるんですけど、こちらの増額理由についても併せてお願いいたします。

答（市民窓口） 子ども・子育て支援納付金についてでございます。

こちらにつきましては、子ども・子育て支援金制度自体が社会全体で子育て世帯を支えるという新しい分かち合い、連帯の仕組みというところから、社会保険制度の中でも全世代が加入しており、カバー範囲が最も広いことや、40歳以上60歳未満の介護保険料を医療保険として徴収していることから、本支援金についても医療保険の徴収料等を使うこととしております。

医療納付金の増額についてでございます。こちらにつきましては、県の通知でこの金額

が示されております。主な要因としては、医療の高額化によるものだと思っております。

問（13） なかなかちょっと医療費って見込めないっていうのがこの間いろいろ分かってきたんですけど、結局、今回これ 4.6%の伸びっていうことで、ごめんなさい、間違えました。

こちらの積算ってどどのようにされたんでしょうか。今後、補正予算でも上がってこないのかなという点で、積算をどのようにされたか教えていただけますか。

答（市民窓口） こちらにつきましては、県からの通知によるものでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

議案第 24 号 令和 8 年度高浜市土地取得費特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を許します。

問（13） 歳入 312 ページの 3 款 2 項雑入の部分なんですけど、これ市有地の使用料っていうことなんですけど、これどこの場所に当たるのか。それから、前、私が高取小学校の東側の土地の件について、土地特会の契約だからっていうことで答弁そこで終わっちゃったんですけど、それはここに含まれてるのか。もしほかのところでどこか入っているのであれば教えてください。

歳出のほう、併せて質問します。

314 ページの 1 款 1 項 1 目の土地取得費なんですけど、土地購入費ということで、3,965 万 3,000 円、これ令和 7 年度の補正予算で減額された分で、今回代替予定地ということで上がってるっていう理解でいいのかっていうことと、あと、この土地購入費、目的、市道港線なのかどうなのかっていうところも併せて教えていただきたいのと、あと、下の土地開発基金積立金 171 万 4,000 円、もう一度、基金積立ての目的と、それに対していつまで

に幾ら必要で、現在幾らなのか教えてください。

答（土木） まず、312 ページ、313 ページの雑入の関係でございますが、こちらのほうにつきましては、12 件の地区の 12 件の箇所と申しますが、箇所の所有地に係る電柱等の使用料でございます。

次に、2 点目の本郷町の倉庫の件かと思われませんが、あちらのほうにつきましては無償でお貸しをしておりますので、こちらの今回の予算の中には含まれてございません。

続きまして、3 番目でございますが、歳出の土地購入費の関係でございますけれども、まず、この土地購入費につきましては、河川用地のほうと、あと新たに取得する代替地の予算計上をさせていただいております。

あと、積立金の目的でございますが、やはり土地開発基金の運用収入を基金の現金に積み立てることが目的でございます。こちらのほうの目標というお話もございますけれども、目標につきましては特に申し合わせてございません。

問（13） 雑入のこの市有地使用料は全て電柱の市有地使用料ということなんですけど、高取小東の土地については無償でっていうことで、その無償にしたっていうことの根拠、どの条例なのか、どの法令、条例に基づいて無償化したのかについてお聞かせいただきたいのと、あと、その上の 1 款 2 項 1 目の不動産売払収入、こちらについても内容を教えてくださいたいのと、あと、この土地開発基金の積立金については、この予算が可決されたら幾らになるのかっていうのはお答えがなかったので教えてください。

答（土木） まず、1 問目の件でございますが、こちらのほうにつきましては、手元に資料がございませんもんですから、お答えをすることができません。

あと、順番が逆になりますけれども、積立金でございますが、こちらのほうでございますけれども、当該年度に 171 万 3,249 円で、171 万 4,000 円を積み立てるものでございます。

2 番目の御質問でございますが、こちらのほう、たしか不動産鑑定に関する内容というふうに思いますけれども、こちらのほうにつきましては、基本的には公共事業を遂行する上で、新たな代替地を取得するための不動産鑑定手数料でございます。こちらのほうにつきましては、一応 2 件として予算のほうを計上させていただいております。

問（13） 今おっしゃったのは、この土地売払収入のことでよろしかったですか。これについてお聞きしたんですけど、4,065 万 4,000 円についてお聞きしたいんですけど。あく

までこれ土地を売った、その収入だと思うんですけど、鑑定料ではないと思うんですけど、今のお答えでよろしかったでしょうか。

あと、基金の積立金については、今どれぐらいこれ、可決された後、幾らになるか分からなければ、また後で教えていただければ結構ですし、雑入の今の高小東の土地につきましても同様に後で教えてください。

答（土木） 土地売払収入の内容だと思いますけども、こちらのほうにつきましては、河川用地と、あとは代替地の用地を処分をする予定をさせていただいてございます。

あと、積立金の関係でございますが、たしか、記憶でお答えさせていただきますと、現在、土地開発基金のほうで7,200万円程度の現金がございますので、今回の積立額を合わせると約7,300万円程度になるのかなというふうに思われます。

あと、無償のほうの関係でございます。今回、無償ということで基本的には今回のこの特別会計の予算とはちょっと違うかなというふうに考えております。

問（13） 無償じゃなければ使用料が入るわけなんで、入ってないってことだから入らない理由をお聞かせいただきたいので、後で結構ですのできちんとお調べいただいて、お知らせください。

答（土木） 記憶でお答えをさせていただきますと、前回もお答えをしましたが、NPO団体の方に、この付近の清掃活動をするための倉庫としてお貸しておるということで把握しております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

議案第25号 令和8年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を許します。

問（13） 歳入の 323 ページ、1 款 1 項 1 目の駐車場利用料、こちらの増額理由について教えてください。

答（財務） 自動車駐車場使用料の増額の理由でございますが、まずこちらの積算については、令和 6 年度の下半期、令和 7 年度の上半期実績を基に積算しております。

前年度の令和 7 年度予算時には、さらに 1 年前の実績を基に積算していたということで、令和 5 年度に駐車場収入の減収がございましたので、その後、徐々に使用料収入が回復してきておりまして、今年度は前年度より約 200 万円増の予算計上となったものでございます。

問（13） いわゆる、当時、図書館機能がたかぴあに入ることによって、一般の方の駐車場の定期利用のところを減らしたと思うんですよね。それを定期利用を減らしたんだけど、それを増やしたという理解でよろしいのでしょうか。

答（財務） 委員言われるとおりで、令和 5 年度にいきいき広場への図書情報スペースの設置に伴いまして、駅西駐車場の件につきましては定期台数を 169 台に減らしました。それ以降、まだ定期台数が増やせるということで令和 6 年度は定期台数 185 台、定期台数の利用を徐々にまた増やしたことで収入も上がってきたということでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

議案第 26 号 令和 8 年度高浜市介護保険特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を許します。

問（12） 2 件、伺います。

資料要求の資料 13 を見ると、障害者控除対象者認定書の発行数、減少していることが分かります。要介護認定者に対するこの障害者控除対象者認定書については、資料 11 で

見ると、対象者が増えているんですが、実際には発行数が減っていると。この周知については、お知らせにチラシを同封して周知しているとのことでしたが、この認定書を本当に必要とする方に十分に周知が届いていると考えているのか、認識を伺いたいのと、あと、本市ではこの制度について、どれだけの申請があつてどれだけの発行をしたのか、そのあたり分かればお願いします。

あと、もう一件が、342 ページ、3 款 2 項 1 目の調整交付金について、7 年度は 2.53% と見込んでいたとのことでしたが、8 年度これ何%で見込んでいるのか伺います。

答（介護障がい） まず、1 つ目の御質問でございます。

必要な方に届いているかというような御質問の趣旨であったかと思いますが、我々としては、要介護 1 以上の方に対しては、毎年、対象に案内チラシを同封して制度の周知を図っておりますので、障害者控除に当たるであろう方、要支援の方はなかなか当たらない方が多いものですから、要介護 1 以上の方に、毎年、案内周知を送っておりますので、そういったところで周知は進んでされているというような認識でございます。

続けて、2 番目の質問ですが、どれだけの申請というところですが、その内訳のところ、うちのほうでは今把握をしておりません。

2 件目の令和 8 年度の調整交付金につきましては、予定では 2.15%を見込んで予算計上しております。

問（12） その認定書なんですけど、申請があつて発行した、何件か却下したとかそういうのは分かりますか。大体。全部が全部、発行されているのか。

答（介護障がい） 今、手元にちょっと資料がないんですけど、ただ、今年度につきましては、2 月末現在の数字になりますが、今年度につきましては却下はゼロ件となっております。過去の数値はないんですが、今年度のところはゼロ件でございます。（後述訂正あり）

問（13） 今の障害者控除認定書の件なんですけど、高浜市は、今というか令和 8 年度もそうなんですけど、申請したら即日交付、今できてますでしょうか。

答（介護障がい） 即日交付はできておりません。

問（13） 私、いつもいつもっていうか今年やってないんですけど、手続の関係で自分の実家の東浦のほうで、いつも毎年毎年申請してるんですけど、すぐその場で 5 分ぐらい待

てば認定してもらえますんですけど、高浜市、非常に時間かかるってことで市民の方から声があるんですけど、その改善は来年度もされないってことなんですか。これは本当に大事なことなんですけど、やはりそういう方を抱えてる方が何回も何回も行くっていうのもすごく問題なんですけど、どうなんでしょうか。改善はされない。どうでしょうか。

答（介護障がい） 今、申請いただいてから、その方の今の状況等をお調べする時間がどうしても必要になりますので、今、委員言われるような例えば5分とかそういった時間ではできないもんですから、後日郵送でお送りさせていただきますということで対応させていただいてますので、窓口にお越しくださいではなくて、郵送にはなりますので、なるべく御不便をおかけしないような形ではやっておるんですが、ちょっと即日というところは今のところではできないというふうに考えております。

問（13） 非常に残念なんですけど、何でほかができるのにできないのかなと思うんですけど。

340 ページの2款1項1目の民生手数料の生活援助費派遣手数料、こちらが手数料ってなってるもんですから内容について教えていただけますか。

答（福祉まるごと相談） こちらの手数料につきましては、市内にありますシルバーハウジングに入居されている方に対して、所得税課税世帯の方に月1,000円をお願いさせていただいている手数料になります。

令和7年度の当初予算12世帯分を見込んでおまして、令和8年度に関しましては、1世帯増、13世帯を見込んで、今回予算計上をさせていただいております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

議案第27号 令和8年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

議案第 28 号 令和 8 年度高浜市水道事業会計予算

〈収入支出一括質疑〉

委員長 質疑を許します。

問（14） 水道事業会計の 5 ページに、年間総給水量が 510 万立方メートル、1 日平均給水量が 1 万 3,973 立方メートルとなっていますけれども、令和 8 年度の 1 日の最大給水量と有収率を教えてください。

2 つ目、高浜市は自己水源を持っておらず、県営水道 100% 受水していますが、県営水道の供給単価が上昇すると聞いております。供給単価の上昇は、高浜市の水道事業の経営に大きく影響を与えると思います。県営水道の供給単価はいつ上昇するのか、教えてください。

3 つ目、今年の 4 月に県営水道の供給単価が上昇すると、令和 8 年度の予算に対する影響額について教えてください。

答（上下水道） まず最初に、先ほど令和 8 年度と言われましたが、まだ 8 年度来てませんので、7 年度の 1 日の最大給水量と令和 8 年度の予算での有収率の見込みということでお答えさせていただきます。

令和 7 年度の 1 日最大給水量は、2 月末現在であります。8 月 5 日に 1 万 5,444 立方メートルであります。8 年度予算での有収率は、一応 94% を見込んでおります。

続きまして、県営水道の供給単価が上昇する時期と金額なんですけれども、県営水道の供給単価の上昇等の時期なんです。令和 6 年 10 月に 1 立方メートル当たり税抜き 2 円上昇しまして、今年 4 月から、1 立方メートル当たり 4 円の上昇をいたします。

3 点目としまして、今年 4 月に先ほど単価が上がるということであったんですけども、

この上昇によりまして、令和8年度の予算の影響額ですが、8年度の業務予定量の年間総給水量510万立方メートルに税抜き4円を乗じますと、令和7年度に比べまして、受水費が2,040万円の増額となります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

#### 議案第29号 令和8年度高浜市下水道事業会計予算

〈収入支出一括質疑〉

委員長 質疑を許します。

問(13) 昨日、下水道会計の繰出金ということで、下水道事業会計負担金、それから補助金として下水道事業会計補助金、それから下水道事業会計出資金という3つの負担金、補助金、投資及び出資金ということで一般会計から繰り出してるんですけど、この金額については、この9ページ、10ページ、資本的収入と収入支出と収益的収入支出ということで収入支出の欄があるんですけど、これはどこにこれ入ってるのかがよく分からないので、まずそこを教えてくださいいいですか、一つずつ。

答(上下水道) まず、一般会計の負担金が、こちら予算書9ページの1款営業収益の雨水処理負担金、こちらのほうがまず負担金になります。

続きまして、補助金についてですが、1款下水道事業収益、2項営業外収益の他会計補助金のほうに補助金が含まれております。

3つ目の資本費につきましては、10ページになりますけれども、資本的収入の他会計出資金のほうになります。

問(13) そうなると、この収益的収入及び支出ということで、今、一般会計のほうの下水道事業会計負担金、これが1款1項2目の雨水処理負担金、これ大体数字が一緒だからそうなのかなと思ってたんですけど、そうなってくるとこの雨水処理負担金、それから他会計補助金、これはどこにこの支出として充てられているのか、教えてくださいいいで

すか。

答（上下水道） まず、負担金については、主に雨水処理に係る費用を一般会計からいただくものでありまして、続きまして、下水道事業会計補助金については、分流式下水道に要する費用のうち資本の部分に関しまして、一般会計から補助をいただいております。

最後に、下水道事業会計出資金については、下水道整備に当たって建設に要する費用の一部を一般会計から繰り入れさせていただいております。

問（13） ちょっと聞き取りにくくて、汚水事業に対する一般会計補助金の5億5,000万円が何に具体的に使われてるかっていうのがよく分からなかったんで、もう一回お答えいただいていいですか。特に最後のほう全然聞き取れなかったのでお願いします。

答（上下水道） 先ほどの5億につきましては、下水道事業会計の補助金、分流式下水道に要する経費のうち資本費の部分に対しまして、入れさせていただいております。

問（13） 今おっしゃったのが、この支出のどこに当たるかっていうのは、それはどこに当たるのかっていうのを教えていただきたいんですけど。

答（上下水道） どこに充てられているかということになります。予算書10ページの1款資本的支出、3項企業債償還金、1目建設企業債元金償還金のほうに充てさせていただいております。

問（13） 私は、収益的収入の1款2項2目の他会計補助金が使われてるところって聞いたんですけど、それが資本的収入及び支出のこの支出のほうに充てられてるって意味ですか。そうすると、これ資本的収入と収益的収入がこれ全然合わなくなっちゃうんですね、入ってるところと出るところと。ちょっとそれ意味が分からないんですけど、どういうことなんでしょうか。

もう一回質問しますと、この1款2項2目の他会計補助金ということで、5億3,669万2,000円が一般会計から入ってるってということで、一般会計のほうを見ると5億5,063万3,000円。ちょっとここも整合性がないかなと思ってて、逆にこっちの繰り入れてる一般会計から出してる金額のほうが大きいですけど、それはちょっと置いといたとしても、それが収益的支出のところから出てこないといけないと思うんですけど、それがどこから出てくるのかって言ったら、今、資本的支出のほうを言われたんで、それちょっと違うのかなと思うんですけど、どうなんですか。

答（都市政策部） 下水道の収益のところへ入っていく他会計補助金、この収益的支出のところでは不足前のところへ充てておるんですけど、これ減価償却費だとかのところへ一旦入ります。資本的支出のところでは、現金の足りないところについては、その一旦積んだ減価償却費のところを取り崩して、資本的支出も企業債償還に充てていくという、一旦入ったものを中で回して支出するという仕組みで経理をさせていただいております。

問（12） 資料要求のこの資料 16 を見ますと、この一番上の平成 10 年 10 月 15 日から令和 2 年 3 月 29 日供用開始の下水道接続率が 87.9%となっています。同じ区間の 5 年前のデータでは 83.6%であり、未接続世帯がこれ一定数残っている状況が続いています。

その理由の一つとして、既に合併浄化槽を設置している世帯があることも考えられるのではないかと思います。

そこで 3 点伺いますが、本市では、この合併浄化槽を利用している世帯が接続率にどのように影響していると認識しているのか。また、接続率向上のため、現在の水洗便所改造融資あっせん制度に加えて、新たなこの支援制度の必要性についてどのように考えているのか。さらに、本市として下水道接続率について、今後どの程度を目標としているのか。以上、3 点伺います。

答（上下水道） 接続率の資料 16 について、合併浄化槽が使われておるところが接続率が、接続しづらいのかという話もありますが、私どもとしては、整備しましたら早めに下水のほうに接続していただきたいということで御説明はさせていただいております。

2 点目が、水洗便所のあっせんのほうの拡充ですが、市としては今のこの制度を引き続きやっていきまして、その制度を現時点で変更するという事は考えておりません。

3 点目が、市としては、下水道が整備された後、速やかに接続していただきたいと思いますが、実際、下水道を接続していただくためには、個人の方には宅内の切替えを行っていく必要があります。各家庭の事情もあり、早期に切替えが難しい場合もございますので、接続させるために臨戸訪問を行い、接続をお願いして、引き続きお願いしていきたく思っております。

問（12） あっせん制度なんですけども、前回聞いたときに 2 件程度って聞いたんですけど、これ少ないような気もするんですけど、これ使いにくいのではないかなというふうに考えられるんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。

答（上下水道） こちらの制度につきましては、個別説明会等でもいろいろと御相談等は受けとるんですけども、実際使っていただいているのは各年2件程度が実績になっておるんですけども。この制度が使いづらいのかというお話があるんですけど、そういった今のところ制度が使いづらいというお話は利用者さんからはお聞きしておりませんので、現時点では変更するという事は考えてはおりません。

問（12） さっき言った数字で87.9%というところなんですけど、なかなか増えない、このまま、なかなか100%にはなかなか難しいんじゃないかなと思うんですけど、それでいいっていう感じで、考え方でいいですか。

答（上下水道） 今現在が87%ということなんですけれども、一応私どもとしては100%を目指して臨戸訪問等を行い、早期に接続のほうをしていただくようお願いをしてみたいと考えております。

問（13） 先ほどの質問なんですけど、9ページのこの収益的収入の雨水処理負担金、これについてはこの支出のどこに当たるのかっていうのを教えていただきたいのと、同じく、資本的収入の先ほどの一般会計出資金、こちらが支出のどれに当たるか教えてください。

答（上下水道） こちらの雨水処理負担金のほうなんですけども、こちら充てておるところが、先ほどの資本的支出の企業債の元金の返済のほうに充てております。

問（13） 資本的収入の他会計出資金もこれどこに充ててるのかっていう御答弁がなかったのと、今、この建設企業債元金償還金に充ててるって言われたんですけど、さっきのこの他会計補助金と雨水処理補助金、これ足すと元金償還金よりも多いんですけど、それについて御説明いただけますか。

委員長 答弁できますでしょうか。

答弁なし

委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時4分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答（上下水道） 先ほどの費用なんですけれども、分流式下水道に要する経費や流域下水道の建設に関する経費、下水道排除による下水の規制に関する事務に要する経費など、いろんなところに入っておるものですから、ここの部分ということではなく、そのほかの経費いろんなところに入っております。

問（13） ちょっと主語がなかったんで、どれが今のことをおっしゃってるのか分からないんですけど、雨水負担金なのか他会計補助金なのか、それともさっきの一般会計出資金、どれを今説明されたんでしょうか。

答（上下水道） 他会計補助金になります。

問（13） いわゆる、もうちょっと私も勉強したいと思うんですけど、この収益的収入と支出だけ見ると、これ赤字なんですけど、これについてはどのようにお考えなのか教えていただけますか、市としての考えを。

委員長 倉田委員。

赤字というのは、どこに対して、どういうふうに赤字ですか。

問（13） だから、収益的収入と支出を見ると、収益的収入より支出のほうが、結局これずっと入れていかないと、都市計画税を入れていかないと、これ赤字っていうことになるんですよね、これ単純に考えて。違いますか、そういう考えでもない。

この他会計補助金5億3,600万円が収益的収入のほうに一時的に入ってるものだから、これをぱっと見ると収入のほうが多いかなと思うんですけど、結局、今これについては元金償還金のほうとかに使われてるとかいろいろ言われたものだから、そうなってくると、結局、赤字になりますよねっていうところで。そういう見方はされない。どうなんですか。

答（都市政策部） 今、倉田委員言われたように、収益的収入だけで見ると差し引きでいけばマイナスです。いわゆる収入で、下水道の建設費から維持管理まで全て賄えるかといったら賄えないです。

下水道の役割っていうのは、公共水域の水質保全だとかそういったものがあります。いわゆる、もともとは国策的に一番効率的な汚水処理の方法というので下水道が始まっております。ですから、都市計画税などはその都市施設である下水道について、目的税として

いただいたお金を建設費等に投入させていただいて、おおむね公費を入れながら下水道を整備して下水道施設を未来に向けても維持していくということですので、収入だけで見たら、委員おっしゃるとおり、賄えないのが現状でございます。

問（13） 私もまだまだここについては勉強不足なんですけど、ただ、今、国策っておっしゃったんですけど、国策と言いながらやっぱりもうこれはやれないぞっていうことでやめてきてる自治体もあるし、途中でやめてる自治体もあるんですよ、実際問題。うちがこれこのまま進めていいのかっていうところなんですよ。

これで見ると、結局、都市計画税を、これ全部いわゆる建設費とかだけに充ててるならいいんですけど、それがどうなのかなっていうところもあるもんですから、そうなってくると、将来的に運用がこれは都市計画税を入れないと運用もできないようでは、これはもう成り立たないわけだから、そのあたりも含めて私は心配しているので、やはりどうなってるかなっていうところで、そののところを聞いたかったんですけど。もし何か御意見あればお願いしたいと思います。お考えとか。

答（都市政策部） いわゆる下水道を使える人と使えない人がいますので、下水道を使用される方は受益負担ということで使用料をいただきます。

この使用料が未来永劫、この単価で今の物価高騰だとか人件費の高騰と見合うかっていったら見合いません。ですから、議案でも上げさせていただきましたが、上下水道の今後の先を見たときに、現行の料金制度で将来的にも担保できるのか、将来にわたってもその施設を維持していくことが可能かというところを、議案で上げさせてもらったように、今後、検討していくと。

その先には、当然、はっきり申し上げると、料金が下がるなんてことはまずないと思います。ですから、そういった受益負担に見合う御負担をお願いしていくことは、当然、将来あるというふうに考えております。

問（13） 私は、もう下水道の事業をやめるっていうのも一つの決断だと思ってます。そういう中で、この間ずっとずっと継続してきたっていうところで、ましてや都市計画税、うち満額もらってるもんですから、そうなってくると、それが本当にいいかどうかっていうのは、私も今すぐにはどうかって分からないんですけど、また今この予算上も、いろいろ今言われたけど、はっきり言ってまだ分かりません、御答弁いただいたけど。

最後にお聞きしたいのが、これ結局、都市計画税については、いわゆるその都市計画法に基づく事業にしか充てていないということによろしかったでしょうか。その確認、最後したいと思います。

答（上下水道） 都市計画税は、都市計画事業であります下水道事業のほうに充てております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

ここで、議案第 23 号から議案第 29 号までについて質疑漏れがございましたら、許可いたします。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

ここで当局より、介護特会のほうで発言の修正があると申し出がありましたので、これを許可いたします。

答（介護障がい） 先ほど 12 番委員さんからの介護特会の御質問で、障害者控除の却下があったかどうかというところで、令和 7 年度につきましては、却下が 3 件ございました。

理由につきましては詳細に把握はできておりませんが、件数としては 3 件の却下というところでございます。大変失礼いたしました。申し訳ありません。

委員長 以上をもちまして、議案第 23 号から議案第 29 号までについての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 11 分

再開 午後 2 時 15 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

《採 決》

議案第 22 号 令和 8 年度高浜市一般会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 23 号 令和 8 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 24 号 令和 8 年度高浜市土地取得費特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 25 号 令和 8 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 26 号 令和 8 年度高浜市介護保険特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 27 号 令和 8 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 28 号 令和 8 年度高浜市水道事業会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 29 号 令和 8 年度高浜市下水道事業会計予算

挙手多数により原案可決

委員長 以上で、予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

本委員会の審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 2 時 18 分

予算特別委員会委員長

予算特別委員会副委員長